観観産第１３５号
平成２４年６月２９日

都道府県知事　殿

観光庁長官

「旅行業法施行要領」及び「企画旅行に関する広告の表示基準等について」の
一部改正について

本年４月２９日に関越自動車道で発生した高速ツアーバスの事故を受け、国土交通省では、６月１１日に今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策を内容とする「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定したところです。

本決定においては、旅行業者の禁止行為に旅行の安全に係る事項を追加するとともに、高速ツアーバスを企画実施する旅行業者に対して、利用者に対する安全情報提供を義務付けることとしており、旅行業法施行規則（昭和４６年運輸省令第６１号）及び旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成２１年内閣府・国土交通省令第１号）の一部を改正しました（平成２４年国土交通省令第６８号及び平成２４年内閣府・国土交通省令第２号。６月２９日公布、７月１日施行。）。

上記省令改正の内容を踏まえ、「旅行業法施行要領」（平成１７年２月２８日付け国総旅振第３８６号）及び「企画旅行に関する広告の表示基準等について」（平成１７年２月２８日付け国総旅振第３８７号）の一部を別添のとおり改正しましたので、高速ツアーバス等の運行の安全確保に万全を期すようご指導方お願いいたします。

また、別添写しのとおり（一社）日本旅行業協会会長、（社）全国旅行業協会会長、高速ツアーバス連絡協議会会長に対し、周知徹底を要請したところですが、旅行業協会非加盟の第２種旅行業者、第３種旅行業者及び旅行業者代理業者に対して周知徹底をお願いいたします。

○旅行業法施行要領（平成１７年２月２８日国総旅振第３８６号）

新	旧
第１５　その他	第１５　その他
１　禁止行為（法第１３条、規則第３７条の９）	１　禁止行為（法第１３条）
１）　法第１３条第１項第２号及び同条第２項の「旅行業務に関し取引をする者」は、旅行者に限らず、運送、宿泊事業者等の旅行サービス提供機関を含む。	１）　法第１３条第１項第２号及び同条第２項の「旅行業務に関し取引をする者」は、旅行者に限らず、運送、宿泊事業者等の旅行サービス提供機関を含む。
２）　法第１３条第３項の規定は、白ナンバーの貸切バス営業、無資格者による有償通訳ガイド行為等我が国における法令に違反するサービスの提供等のあっせんにも適用がある。	２）　法第１３条第３項の規定は、白ナンバーの貸切バス営業、無資格者による有償通訳ガイド行為等我が国における法令に違反するサービスの提供等のあっせんにも適用がある。
３）　法第１３条第３項第４号の規定に基づく規則第３７条の９第１号の規定は、貸切バス事業者を利用した企画旅行の場合において、以下のように、旅行業者によって旅行の安全の確保が阻害される場合に適用される。	（新設）
（例）　①　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）で定められた最高速度による継続的な走行を前提とするなど、他の法令に違反しないものの、現実には実施が困難な旅行計画に基づいた運送サービスに関する契約を貸切バス事業者と締結することや、当初予定していた運送サービスに関する契約の内容を旅行の出発日の直前又は一方的に変更することなどにより貸切バス事業者の安全の確保が困難になる場合	
②　旅行業者が、旅客の乗降時の安全の確保が十分でない場所を乗降場所として選定する場合	
４）　法第１３条第３項第４号に基づく規則第３７条の９第２号の規定は、以下のように、旅行地において旅行者の選択権（選択の自由）を奪うなど、旅行者の意思に反して特定の商品やサービスを事実上購入せざるを得ないような状況に置く行為にも適用される。なお、旅行サービスの一環として、旅行者の便宜のため単に土産物屋に案内する行為自体には適用はない。	３）　法第１３条第３項第４号の規定は、以下のように、旅行地において旅行者の選択権（選択の自由）を奪うなど、旅行者の意思に反して特定の商品やサービスを事実上購入せざるを得ないような状況に置く行為にも適用される。なお、旅行サービスの一環として、旅行者の便宜のため単に土産物屋に案内する行為自体には適用はない。

（例）　旅行業者の添乗員等が、土産物の販売が一定の売り上げに達するまでバスを出発させない旨を宣言して自ら車内で土産物を販売する場合	（例）　旅行業者の添乗員等が、土産物の販売が一定の売り上げに達するまでバスを出発させない旨を宣言して自ら車内で土産物を販売する場合

○企画旅行に関する広告の表示基準等について（平成１７年２月２８日国総旅振第３８７号）

新	旧
企画旅行に関する広告の表示基準等について 1　企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告の表示方法について（旅行業法（以下「法」という。）第１２条の７、旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（以下「規則」という。）第１２条関係） （１） ①　「企画者以外の者」について（規則第１２条第１号） 企画者以外の者には、企画旅行業者の旅行業者代理業者並びに企画旅行業者の受託旅行業者及び受託旅行業者代理業者のほか、以下のような者が含まれることに留意すること。 ア　企画旅行業者以外の者が企画に参画した場合のオーガナイザー等 イ　後援者、協賛者、賛同者、推薦者 ウ　運送機関、宿泊機関 ②　「文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保すること」について（規則第１２条第１号） 原則として以下の要領により表示すること。 ア　受託旅行業者については、企画旅行業者の名称に用いている活字と同等以下の大きさの活字を用いること。 イ　企画旅行業者の旅行業者代理業者、受託旅行業者代理業者については、それぞれ企画旅行業者、受託旅行業者の名称に用いている活字より小さい活字を用いること。 ウ　旅行業者又は旅行業者代理業者以外の者の名称については、企画旅行業者の名称に用いている活字と同等以下の大きさの活字を用いること。 エ　その他、企画旅行業者以外の者の名称に太い活字や鮮かな色を用いるなど、その者の名称をことさらに目立たせるような表示を行わないこと。	企画旅行に関する広告の表示基準等について 1　企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告の表示方法について（旅行業法（以下「法」という。）第１２条の７、同法施行規則（以下「施行規則」という。）第２８条の２関係） （１） ①　「企画者以外の者」について（施行規則第２８条の２第１号） 企画者以外の者には、企画旅行業者の旅行業者代理業者並びに企画旅行業者の受託旅行業者及び受託旅行業者代理業者のほか、以下のような者が含まれることに留意すること。 ア　企画旅行業者以外の者が企画に参画した場合のオーガナイザー等 イ　後援者、協賛者、賛同者、推薦者 ウ　運送機関、宿泊機関 ②　「文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保すること」について（施行規則第２８条の２第１号） 原則として以下の要領により表示すること。 ア　受託旅行業者については、企画旅行業者の名称に用いている活字と同等以下の大きさの活字を用いること。 イ　企画旅行業者の旅行業者代理業者、受託旅行業者代理業者については、それぞれ企画旅行業者、受託旅行業者の名称に用いている活字より小さい活字を用いること。 ウ　旅行業者又は旅行業者代理業者以外の者の名称については、企画旅行業者の名称に用いている活字と同等以下の大きさの活字を用いること。 エ　その他、企画旅行業者以外の者の名称に太い活字や鮮かな色を用いるなど、その者の名称をことさらに目立たせるような表示を行わないこと。

③　旅行と特殊なイベントを組み合わせた企画を旅行業者とイベント業者が共同して企画する場合における企画旅行業者の氏名又は名称の表示については、旅行業法施行要領（平成１７年２月２８日付け国総旅振第３８６号。以下「施行要領」という。）によること。

（２）規則第１２条第２号に規定する場合においても、支払うべき対価の最低額及び最高額を同等の大きさの活字を用いて表示するとともに、最低額又は最高額をことさらに目立たせるような表示を行わないこと。

2　企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告の表示事項について（法第１２条の７、規則第１３条関係）

（１）「企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」について（規則第１３条第１号）

①　登録番号は、企画旅行業者の氏名又は名称に近接して表示すること。

②　旅行業協会に加入している旅行業者にあっては、当該旅行業協会名（マークの表示は任意とする。）も併せて表示すること。

③　当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行業者が第三種旅行業者である場合には、募集型企画旅行を実施することができる区域として、当該企画旅行の出発地、目的地、宿泊地及び帰着地の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が全て含まれるように、一の当該企画旅行業者の営業所の存する市町村、これに隣接する市町村及び平成１９年国土交通省告示第４４５号（以下「告示」という。）で定める市町村を、企画旅行業者の氏名又は名称に近接して表示すること。

（２）「旅行の目的地及び日程に関する事項」について（規則第１３条第２号）

①　少なくとも次の事項を表示すること。

ア　旅行の主たる目的地、出発地、宿泊地及び帰着地

宿泊地については、日程中のすべての宿泊都市名を表示すること。ただし、当該都市における宿泊サービスの手配が当該都

③　旅行と特殊なイベントを組み合わせた企画を旅行業者とイベント業者が共同して企画する場合における企画旅行業者の氏名又は名称の表示については、旅行業法施行要領（平成１７年２月２８日付け国総旅振第３８６号。以下「施行要領」という。）によること。

（２）施行規則第２８条の２第２号に規定する場合においても、支払うべき対価の最低額及び最高額を同等の大きさの活字を用いて表示するとともに、最低額又は最高額をことさらに目立たせるような表示を行わないこと。

2　企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告の表示事項について（法第１２条の７、施行規則第２９条関係）

（１）「企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」について（施行規則第２９条第１号）

①　登録番号は、企画旅行業者の氏名又は名称に近接して表示すること。

②　旅行業協会に加入している旅行業者にあっては、当該旅行業協会名（マークの表示は任意とする。）も併せて表示すること。

③　当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行業者が第三種旅行業者である場合には、募集型企画旅行を実施することができる区域として、当該企画旅行の出発地、目的地、宿泊地及び帰着地の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が全て含まれるように、一の当該企画旅行業者の営業所の存する市町村、これに隣接する市町村及び平成１９年国土交通省告示第４４５号（以下「告示」という。）で定める市町村を、企画旅行業者の氏名又は名称に近接して表示すること。

（２）「旅行の目的地及び日程に関する事項」について（施行規則第２９条第２号）

①　少なくとも次の事項を表示すること。

ア　旅行の主たる目的地、出発地、宿泊地及び帰着地

宿泊地については、日程中のすべての宿泊都市名を表示すること。ただし、当該都市における宿泊サービスの手配が当該都

市に特有の事情により困難となる可能性がある場合に限り、例えば「A市又は近郊の都市」のように、当該都市名を表示した上で近郊都市が宿泊地となり得る旨を表示してよい。

イ　出発日及び旅行日数

出発日については、標準旅行業約款（平成１６年国土交通省告示第１５９３号。以下「約款」という。）に規定する「旅行開始日」を表示し、旅行日数については、約款に規定する「旅行開始日」を初日とし、「旅行終了日」を末日として算定した日数を表示すること。

②　機中泊、車中泊等の場合は、その旨を表示すること。

（３）「旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項」について（規則第１３条第３号）

少なくとも、利用する運送機関の種類又は名称、宿泊機関の種類又は名称並びに朝食、昼食及び夕食別の回数につき以下の要領により表示すること。

①　利用予定航空会社を表示する場合には、「A航空、B航空他」などの利用予定航空会社の範囲が不明確な表示を行わないこと。また、コードシェア便を利用する場合であって、表示上の航空会社と実際の運航航空会社とが異なるときは、その旨を表示すること。なお、この場合には、表示上の航空会社をツアー・タイトル（旅行の選択の上で重要な要素として表示されているものをいう。以下同じ。）に記載することはできない。

②　高速ツアーバス（（貸切バス事業者（道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条の２第１項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者をいう。）を利用した高速道路を経由する二地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行をいう。以下同じ。）を企画・実施する場合は、企画旅行であることを明確にし、特に企画旅行以外のものが近接して表示される場合は、その違いが一見して分かるようしなければならない。

この場合、利用予定貸切バス事業者を表示することとし、事業者名が一つに特定されていることが望ましいが、これが困難であ

市に特有の事情により困難となる可能性がある場合に限り、例えば「A市又は近郊の都市」のように、当該都市名を表示した上で近郊都市が宿泊地となり得る旨を表示してよい。

イ　出発日及び旅行日数

出発日については、標準旅行業約款（平成１６年国土交通省告示第１５９３号。以下「約款」という。）に規定する「旅行開始日」を表示し、旅行日数については、約款に規定する「旅行開始日」を初日とし、「旅行終了日」を末日として算定した日数を表示すること。

②　機中泊、車中泊等の場合は、その旨を表示すること。

（３）「旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項」について（施行規則第２９条第３号）

少なくとも、利用する運送機関の種類又は名称、宿泊機関の種類又は名称並びに朝食、昼食及び夕食別の回数につき以下の要領により表示すること。

①　利用予定航空会社を表示する場合には、「A航空、B航空他」などの利用予定航空会社の範囲が不明確な表示を行わないこと。また、コードシェア便を利用する場合であって、表示上の航空会社と実際の運航航空会社とが異なるときは、その旨を表示すること。なお、この場合には、表示上の航空会社をツアー・タイトル（旅行の選択の上で重要な要素として表示されているものをいう。以下同じ。）に記載することはできない。

（新設）

れば、「Ａバス会社その他」等の範囲が不明確な記載を行わずに「Ａバス会社又はＢバス会社」のような限定的な記載方法により複数列記すること。	
③　宿泊機関の名称については、「Ａホテル又は同等クラス」等の表示も認められる。	②　宿泊機関の名称については、「Ａホテル又は同等クラス」等の表示も認められる。
④　機内食は食事の回数に含めないで別途表示すること。	③　機内食は食事の回数に含めないで別途表示すること。
（４）「旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項」について（規則第１３条第４号）	（４）「旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項」について（施行規則第２９条第４号）
①　ツアー・タイトルに、入場に当たり入場券が必要とされる特定の施設の名称又は当該施設内における催物等の名称を記載する場合は、旅行代金に当該入場券の代金を含んだ旅行代金を表示すること。	①　ツアー・タイトルに、入場に当たり入場券が必要とされる特定の施設の名称又は当該施設内における催物等の名称を記載する場合は、旅行代金に当該入場券の代金を含んだ旅行代金を表示すること。
②　①の入場券が記名式であることその他の理由により他人への譲渡が禁止されている場合であって、旅行者が取消料を支払うことなく旅行契約を解除した際に当該入場券を買い取ることを旅行契約締結の条件とするときには、その旨及び入場券の代金の額を旅行代金に近接して表示すること。	②　①の入場券が記名式であることその他の理由により他人への譲渡が禁止されている場合であって、旅行者が取消料を支払うことなく旅行契約を解除した際に当該入場券を買い取ることを旅行契約締結の条件とするときには、その旨及び入場券の代金の額を旅行代金に近接して表示すること。
③　当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行業者が第三種旅行業者である場合には、旅行代金は、申込金を除き、旅行開始日より前の収受は行わないことを旅行代金に近接して表示すること。	③　当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行業者が第三種旅行業者である場合には、旅行代金は、申込金を除き、旅行開始日より前の収受は行わないことを旅行代金に近接して表示すること。
（５）「旅程管理業務を行う者の同行の有無」について（規則第１３条第５号）	（５）「旅程管理業務を行う者の同行の有無」について（施行規則第２９条第５号）
①　旅程管理業務を行う者の同行の有無を表示すること。なお、旅程管理業務を行う者の同行が区間を限って行われる場合は、この旨を注記して表示すること。	①　旅程管理業務を行う者の同行の有無を表示すること。なお、旅程管理業務を行う者の同行が区間を限って行われる場合は、この旨を注記して表示すること。
②　旅行参加者数により旅程管理業務を行う者の同行の有無が変わる場合にあっては旅程管理業務を行う者が同行しないことを基本とした上で、旅行参加者数が一定以上となったときに、旅程管理業務を行う者を同行させる旨を表示すること。	②　旅行参加者数により旅程管理業務を行う者の同行の有無が変わる場合にあっては旅程管理業務を行う者が同行しないことを基本とした上で、旅行参加者数が一定以上となったときに、旅程管理業務を行う者を同行させる旨を表示すること。
（６）「第３号に掲げるサービスに専ら企画旅行の実施のために提供	（新設）

される運送サービスが含まれる場合にあっては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい運送の安全に関する情報」について（規則第１３条第７号）	
①　高速ツアーバスを企画・実施する場合にあっては、「「高速バス表示ガイドライン」の策定について」（平成２４年６月２９日付け観観産第１３４号）Ⅱ．１．（３）②～⑩の規定に準拠して記載すること。	
②　その他、運送サービスの内容を勘案して、旅行業者の判断により、必要となる情報がある場合にあっては、その情報を旅行者に伝達するとともに、その具体的な入手方法について記載すること。	
（７）「法第１２条の４に規定する取引条件の説明を行う旨」について（規則第１３条第８号）	（６）「法第１２条の４に規定する取引条件の説明を行う旨」について（施行規則第２９条第７号）
契約の締結前に書面を交付して取引条件の説明を行う旨を表示すること。	契約の締結前に書面を交付して取引条件の説明を行う旨を表示すること。
３　企画旅行契約に係る取引条件の説明に使用する書面の記載事項について（法第１２条の４、規則第５条関係）	３　企画旅行契約に係る取引条件の説明に使用する書面の記載事項について（法第１２条の４、施行規則第２５条の３関係）
（１）「企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」について（規則第５条第１号イ）	（１）「企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」について（施行規則第２５条の３第１号イ）
①　登録番号は、企画者の氏名又は名称に近接して記載すること。	①　登録番号は、企画者の氏名又は名称に近接して記載すること。
②　企画旅行業者が旅行業協会に加入している場合にあっては、当該旅行業協会名（マークの記載は任意とする。）も併せて記載すること。	②　企画旅行業者が旅行業協会に加入している場合にあっては、当該旅行業協会名（マークの記載は任意とする。）も併せて記載すること。
③　企画旅行業者以外の者の氏名又は名称を記載する場合にあっては、１、（１）、②に示す要領により文字の大きさ等に留意して、企画旅行業者の氏名又は名称の明確性を確保すること。	③　企画旅行業者以外の者の氏名又は名称を記載する場合にあっては、１、（１）、②に示す要領により文字の大きさ等に留意して、企画旅行業者の氏名又は名称の明確性を確保すること。
④　旅行と特殊なイベントを組み合わせた企画を旅行業者とイベント業者が共同して企画する場合における企画者の氏名又は名称の記載については、施行要領によること。	④　旅行と特殊なイベントを組み合わせた企画を旅行業者とイベント業者が共同して企画する場合における企画者の氏名又は名称の記載については、施行要領によること。
⑤　当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行業者が第三種旅行業者である場合には、募集型企画旅行を実施することができる区域として、当該企画旅行の出発地、目的地、宿泊地及び帰	⑤　当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行業者が第三種旅行業者である場合には、募集型企画旅行を実施することができる区域として、当該企画旅行の出発地、目的地、宿泊地及び帰

着地の存する市町村が全て含まれるように、一の当該企画旅行業者の営業所の存する市町村、これに隣接する市町村及び告示で定める市町村を、企画旅行業者の氏名又は名称に近接して表示すること。

（２）「企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」について（規則第５条第１号ロ）

①　登録番号は、当該代理人の氏名又は名称に近接して記載すること。

②　１、（１）、②に示す要領も踏まえ、企画旅行業者の旅行業者代理業者又は受託旅行業者若しくは受託旅行業者代理業者である旨を明確に記載すること。

③　当該代理人が旅行業協会に加入している場合にあっては、当該旅行業協会名（マークの記載は任意とする。）も併せて記載すること。

（３）「当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地」及び「当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨」について（規則第５条第１号ハ、ニ）

①　当該企画旅行に係る旅行業務を取り扱う営業所の電話番号も併せて記載すること。

②　依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨を記載すること。

（４）「旅行の目的地及び出発日その他の日程」について（規則第５条第１号ホ）

①　少なくとも入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的地、宿泊地、帰着地、出発日、旅行日数及び日程を以下の要領により表示すること。

ア　観光地、観光施設については、少なくとも入場する観光地又は観光施設の名称及び入場する旨を明示すること。

イ　その他の旅行の目的地については、当該目的地が入場する観

着地の存する市町村が全て含まれるように、一の当該企画旅行業者の営業所の存する市町村、これに隣接する市町村及び告示で定める市町村を、企画旅行業者の氏名又は名称に近接して表示すること。

（２）「企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」について（施行規則第２５条の３第１号ロ）

①　登録番号は、当該代理人の氏名又は名称に近接して記載すること。

②　１、（１）、②に示す要領も踏まえ、企画旅行業者の旅行業者代理業者又は受託旅行業者若しくは受託旅行業者代理業者である旨を明確に記載すること。

③　当該代理人が旅行業協会に加入している場合にあっては、当該旅行業協会名（マークの記載は任意とする。）も併せて記載すること。

（３）「当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地」及び「当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨」について（施行規則第２５条の３第１号ハ、ニ）

①　当該企画旅行に係る旅行業務を取り扱う営業所の電話番号も併せて記載すること。

②　依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨を記載すること。

（４）「旅行の目的地及び出発日その他の日程」について（施行規則第２５条の３第１号ホ）

①　少なくとも入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的地、宿泊地、帰着地、出発日、旅行日数及び日程を以下の要領により表示すること。

ア　観光地、観光施設については、少なくとも入場する観光地又は観光施設の名称及び入場する旨を明示すること。

イ　その他の旅行の目的地については、当該目的地が入場する観

光地、観光施設を含まない場合は、経由地、乗継地、休憩地等と明確に区別されるように記載すること。

ウ　宿泊地については、日程中のすべての宿泊都市名を記載すること。ただし、当該都市における宿泊サービスの手配が当該都市に特有の事情により困難となる可能性がある場合に限り、例えば「Ａ市又はＢ市」のように、当該都市名を記載した上で他の特定の代替都市が宿泊地となり得る旨を記載してよい。この場合、当該都市の中心部から当該代替都市の中心部までのおおよその距離、この間の移動に用いる運送機関の種類及び当該運送機関を利用した場合の所要時間を記載すること。

エ　出発日については、約款に規定する「旅行開始日」を記載し、旅行日数については、約款に規定する「旅行開始日」を初日とし、「旅行終了日」を末日として算定した日数を記載すること。

オ　企画旅行日程中、旅行者が旅行業者の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日が定められている場合には、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害については約款中の特別補償規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を記載すること。

②　行程の記載に当たっては少なくとも「○○時から○○時まで」又は「早朝」、「午前」、「午後」、「夜」、「深夜」等の時間帯を記載すること。

③　機中泊、車中泊等の場合は、その旨を記載すること。

（５）「旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその収受の方法」について（規則第５条第１号ホ）

①　複数の出発日を有するコースであって、出発日により旅行代金の額が異なるものについては、出発日ごとの全ての旅行代金を明確に記載すること。

②　運送機関の等級、宿泊機関の一室当たりの利用人数等の利用条件の差異により旅行代金の額が異なるものについては、その差異を明確に記載すること。

③　子供及び幼児について特別の旅行代金を設定する場合において

光地、観光施設を含まない場合は、経由地、乗継地、休憩地等と明確に区別されるように記載すること。

ウ　宿泊地については、日程中のすべての宿泊都市名を記載すること。ただし、当該都市における宿泊サービスの手配が当該都市に特有の事情により困難となる可能性がある場合に限り、例えば「Ａ市又はＢ市」のように、当該都市名を記載した上で他の特定の代替都市が宿泊地となり得る旨を記載してよい。この場合、当該都市の中心部から当該代替都市の中心部までのおおよその距離、この間の移動に用いる運送機関の種類及び当該運送機関を利用した場合の所要時間を記載すること。

エ　出発日については、約款に規定する「旅行開始日」を記載し、旅行日数については、約款に規定する「旅行開始日」を初日とし、「旅行終了日」を末日として算定した日数を記載すること。

オ　企画旅行日程中、旅行者が旅行業者の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日が定められている場合には、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害については約款中の特別補償規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を記載すること。

②　行程の記載に当たっては少なくとも「○○時から○○時まで」又は「早朝」、「午前」、「午後」、「夜」、「深夜」等の時間帯を記載すること。

③　機中泊、車中泊等の場合は、その旨を記載すること。

（５）「旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその収受の方法」について（施行規則第２５条の３第１号ホ）

①　複数の出発日を有するコースであって、出発日により旅行代金の額が異なるものについては、出発日ごとの全ての旅行代金を明確に記載すること。

②　運送機関の等級、宿泊機関の一室当たりの利用人数等の利用条件の差異により旅行代金の額が異なるものについては、その差異を明確に記載すること。

③　子供及び幼児について特別の旅行代金を設定する場合において

は、その金額、適用年齢及び旅行サービスの内容に差異がある場合におけるその内容について記載すること。

④　旅行代金に含まれている運送機関の運賃・料金がいつの時点を基準として設定されたものであるかを記載すること。

⑤　収受方法については、申込金の額及び残金の支払期限につき記載すること。

⑥　２、（４）、①の入場券が記名式であることその他の理由により他人への譲渡が禁止されている場合であって、旅行者が取消料を支払うことなく旅行契約を解除した際に当該入場券を買い取ることを旅行契約締結の条件とするときには、その旨並びに入場券の代金の額及び引渡し時期を旅行代金に近接して記載すること。

⑦　企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものを除く。）の契約の締結に際して企画料金を明示する場合は、旅行代金に近接して記載すること。企画料金の額は、国内旅行にあっては約款中の受注型企画旅行契約の部別表第一、一、（一）、ロに基づき定める額、海外旅行にあっては同表二、一、ロ及び同表二、二、ロに基づき定める額の範囲内で定めて記載すること。

⑧　当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行業者が第三種旅行業者である場合には、旅行代金は、申込金を除き、旅行開始日より前の収受は行わないことを旅行代金に近接して表示すること。

（６）「旅行者が（５）に掲げる対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容」について（規則第５条第１号ホ）少なくとも次の事項を記載すること。

①　運送サービス

利用する運送機関の種類、名称及び等級

ア　利用する運送機関については、その名称を記載する場合を除き、原則として種類を特定して記載すること。

イ　少なくとも出発地から最初の目的地及び最後の目的地から帰着地への主要な運送機関が航空、鉄道又は船舶の場合には運送機関の名称を記載すること。この際、運送機関の名称が一つに

は、その金額、適用年齢及び旅行サービスの内容に差異がある場合におけるその内容について記載すること。

④　旅行代金に含まれている運送機関の運賃・料金がいつの時点を基準として設定されたものであるかを記載すること。

⑤　収受方法については、申込金の額及び残金の支払期限につき記載すること。

⑥　２、（４）、①の入場券が記名式であることその他の理由により他人への譲渡が禁止されている場合であって、旅行者が取消料を支払うことなく旅行契約を解除した際に当該入場券を買い取ることを旅行契約締結の条件とするときには、その旨並びに入場券の代金の額及び引渡し時期を旅行代金に近接して記載すること。

⑦　企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものを除く。）の契約の締結に際して企画料金を明示する場合は、旅行代金に近接して記載すること。企画料金の額は、国内旅行にあっては約款中の受注型企画旅行契約の部別表第一、一、（一）、ロに基づき定める額、海外旅行にあっては同表二、一、ロ及び同表二、二、ロに基づき定める額の範囲内で定めて記載すること。

⑧　当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行業者が第三種旅行業者である場合には、旅行代金は、申込金を除き、旅行開始日より前の収受は行わないことを旅行代金に近接して表示すること。

（６）「旅行者が（５）に掲げる対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容」について（施行規則第２５条の３第１号ホ）少なくとも次の事項を記載すること。

①　運送サービス

利用する運送機関の種類、名称及び等級

ア　利用する運送機関については、その名称を記載する場合を除き、原則として種類を特定して記載すること。

イ　少なくとも出発地から最初の目的地及び最後の目的地から帰着地への主要な運送機関が航空、鉄道、船舶の場合には運送機関の名称を記載すること。この際、運送機関の名称が一つに特

特定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「A航空会社その他」等の範囲が不明確な記載を行わずに「A航空会社又はB航空会社」のような限定的な記載方法により複数列記すること。

ウ　航空機が乗継便又は経由便となることが予定されている場合は、その旨を記載すること。この際、「直行便又は乗継便」、「直行便又は経由便」の記載は認められない。

エ　コードシェア便を利用する場合であって、記載上の航空会社と実際の運航航空会社とが異なるときは、その旨並びに運航航空会社名及び当該運航航空会社によって航空機が運航され、機内サービスが提供される旨を併せて記載すること。

オ　高速ツアーバスを企画・実施する場合は、利用予定貸切バス事業者を表示すること。この場合、事業者名が一つに特定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「Aバス会社その他」等の範囲が不明確な記載を行わずに「Aバス会社又はBバス会社」のような限定的な記載方法により複数列記すること。

②　宿泊サービス

ア　利用する宿泊機関の種類、名称

i）日程中に利用する宿泊機関については、その名称を記載する場合を除き、原則として種類を特定して記載すること。

ii）宿泊機関が旅館又はホテルの場合は、宿泊機関の名称を記載すること。この際、宿泊機関の名称が一つに特定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「Aホテル又は同等クラス」等の範囲が不明確な記載を行わずに「Aホテル又はBホテル」のような限定的な記載方法により複数列記すること。

イ　客室の種類、バス・トイレ等の設備、景観及び利用人員

宿泊機関が旅館又はホテルの場合において、客室の種類として、和室・洋室・和洋室の別（海外のホテルである場合を除く。）及び洋室については、シングル、ツイン、ダブル、トリプル等の客室の種類を記載すること。洋室の設備については、バス、

定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「A航空会社その他」等の範囲が不明確な記載を行わずに「A航空会社又はB航空会社」のような限定的な記載方法により複数列記すること。

ウ　航空機が乗継便又は経由便となることが予定されている場合は、その旨を記載すること。この際、「直行便又は乗継便」、「直行便又は経由便」の記載は認められない。

エ　コードシェア便を利用する場合であって、記載上の航空会社と実際の運航航空会社とが異なるときは、その旨並びに運航航空会社名及び当該運航航空会社によって航空機が運航され、機内サービスが提供される旨を併せて記載すること。

（新設）

②　宿泊サービス

ア　利用する宿泊機関の種類、名称

i）日程中に利用する宿泊機関については、その名称を記載する場合を除き、原則として種類を特定して記載すること。

ii）宿泊機関が旅館又はホテルの場合は、宿泊機関の名称を記載すること。この際、宿泊機関の名称が一つに特定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「Aホテル又は同等クラス」等の範囲が不明確な記載を行わずに「Aホテル又はBホテル」のような限定的な記載方法により複数列記すること。

イ　客室の種類、バス・トイレ等の設備、景観及び利用人員

宿泊機関が旅館又はホテルの場合において、客室の種類として、和室・洋室・和洋室の別（海外のホテルである場合を除く。）及び洋室については、シングル、ツイン、ダブル、トリプル等の客室の種類を記載すること。洋室の設備については、バス、

シャワー及びトイレの設備の有無が明確となるように記載すること。

なお、客室の景観、階数、喫・禁煙の別その他の客室に係る条件が旅行の選択の上で重要な要素となっている場合は、これらの条件についても併せて記載することが望ましい。

③　食事サービス

ア　旅行代金に含まれている朝食、昼食及び夕食別の食事の回数。なお、機内食は食事の回数に含めないで別途記載すること。

イ　国内旅行にあっては、宿泊機関内での食事が部屋食である場合はその旨を記載すること。

（７）「（５）に掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの」について（規則第５条第１号ホ）渡航手続諸費用、空港諸税、空港施設使用料、運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限る。）、超過手荷物料金等の旅行代金に含まれていない旅行に関する経費を具体的に記載すること。

旅行業者等が当該経費を別途旅行者から収受する場合にあっては、それぞれの経費の収受方法、収受内容、収受金額の根拠を記載すること。

（８）「契約の申込方法及び契約の成立に関する事項」について（規則第５条第１号ホ）

①　約款中の募集型企画旅行契約の部第２章（契約の締結）及び受注型企画旅行契約の部第２章（契約の締結）の規定に準拠して記載すること。

②　企画旅行業者、企画旅行業者の旅行業者代理業者、受託旅行業者又は受託旅行業者代理業者以外の者を旅行契約の申込先等とはしないこと。

（９）「契約の変更及び解除に関する事項」について（規則第５条第１号ホ）

約款中の募集型企画旅行契約の部第３章（契約の変更）及び第

シャワー及びトイレの設備の有無が明確となるように記載すること。

なお、客室の景観、階数、喫・禁煙の別その他の客室に係る条件が旅行の選択の上で重要な要素となっている場合は、これらの条件についても併せて記載することが望ましい。

③　食事サービス

ア　旅行代金に含まれている朝食、昼食及び夕食別の食事の回数。なお、機内食は食事の回数に含めないで別途記載すること。

イ　国内旅行にあっては、宿泊機関内での食事が部屋食である場合はその旨を記載すること。

（７）「（５）に掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの」について（施行規則第２５条の３第１号ホ）渡航手続諸費用、空港諸税、空港施設使用料、運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限る。）、超過手荷物料金等の旅行代金に含まれていない旅行に関する経費を具体的に記載すること。

旅行業者等が当該経費を別途旅行者から収受する場合にあっては、それぞれの経費の収受方法、収受内容、収受金額の根拠を記載すること。

（８）「契約の申込方法及び契約の成立に関する事項」について（施行規則第２５条の３第１号ホ）

①　約款中の募集型企画旅行契約の部第２章（契約の締結）及び受注型企画旅行契約の部第２章（契約の締結）の規定に準拠して記載すること。

②　企画旅行業者、企画旅行業者の旅行業者代理業者、受託旅行業者又は受託旅行業者代理業者以外の者を旅行契約の申込先等とはしないこと。

（９）「契約の変更及び解除に関する事項」について（施行規則第２５条の３第１号ホ）

約款中の募集型企画旅行契約の部第３章（契約の変更）及び第

４章（契約の解除）又は受注型企画旅行契約の部第３章（契約の変更）及び第４章（契約の解除）の規定に準拠して記載すること。

（１０）「責任及び免責に関する事項」について（規則第５条第１号ホ）

約款中の募集型企画旅行契約の部第２７条（当社の責任）、第２９条（旅程保証）及び第３０条（旅行者の責任）又は受注型企画旅行契約の部第２８条（当社の責任）、第３０条（旅程保証）及び第３１条（旅行者の責任）の規定に準拠して記載すること。

（１１）「旅行中の損害の補償に関する事項」について（規則第５条第１号ホ）

約款中の募集型企画旅行契約の部第２８条（特別補償）又は受注型企画旅行契約の部第２９条（特別補償）の規定に準拠して記載すること。

（１２）「旅行に参加する資格を定める場合にあっては、その旨及び当該資格」について（規則第５条第１号ホ）

① 海外旅行にあっては、渡航先国が入国者に査証の取得を要求している場合はその旨を、渡航先国が旅券に一定の残存有効期間を要求している場合はその旨及び入国時において必要とされる残存有効期間の長さを、それぞれ記載すること。ただし、本邦国籍者以外の旅行者については、旅行者自身が関係官署に問い合わせるなどし、必要な査証、旅券、再入国許可証等を取得又は所持すべき旨を記載することで足りる。

② その他、企画旅行への参加に当たり、性別、年齢、一定の技能を有していること等、参加資格を設ける場合はその旨を具体的に記載すること。

（１３）「ホに掲げる旅行に関するサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあっては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい運送の安全に関する情報」について（規則第５条第１号ホ）

① 高速ツアーバスを企画・実施する場合にあっては、「「高速バス表示ガイドライン」の策定について」Ⅱ．１．（３）②～⑩の規定に

４章（契約の解除）又は受注型企画旅行契約の部第３章（契約の変更）及び第４章（契約の解除）の規定に準拠して記載すること。

（１０）「責任及び免責に関する事項」について（施行規則第２５条の３第１号ホ）

約款中の募集型企画旅行契約の部第２７条（当社の責任）、第２９条（旅程保証）及び第３０条（旅行者の責任）又は受注型企画旅行契約の部第２８条（当社の責任）、第３０条（旅程保証）及び第３１条（旅行者の責任）の規定に準拠して記載すること。

（１１）「旅行中の損害の補償に関する事項」について（施行規則第２５条の３第１号ホ）

約款中の募集型企画旅行契約の部第２８条（特別補償）又は受注型企画旅行契約の部第２９条（特別補償）の規定に準拠して記載すること。

（１２）「旅行に参加する資格を定める場合にあっては、その旨及び当該資格」について（施行規則第２５条の３第１号ホ）

① 海外旅行にあっては、渡航先国が入国者に査証の取得を要求している場合はその旨を、渡航先国が旅券に一定の残存有効期間を要求している場合はその旨及び入国時において必要とされる残存有効期間の長さを、それぞれ記載すること。ただし、本邦国籍者以外の旅行者については、旅行者自身が関係官署に問い合わせるなどし、必要な査証、旅券、再入国許可証等を取得又は所持すべき旨を記載することで足りる。

② その他、企画旅行への参加に当たり、性別、年齢、一定の技能を有していること等、参加資格を設ける場合はその旨を具体的に記載すること。

（新設）

準拠して記載すること。

② その他、運送サービスの内容を勘案して、旅行業者の判断により、必要となる情報がある場合にあっては、その情報を旅行者に伝達するとともに、その具体的な入手方法について記載すること。

（１４）「旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び当該情報」について（規則第５条第１号ホ）

① 海外旅行にあっては、外務省の提供する安全に関する情報及び厚生労働省の提供する感染症に関する情報に係るホームページのアドレス及び関係部局の問い合わせ先を記載すること。さらに、外務省から海外危険情報が発出されている場合は、危険情報の発出地域である旨を記載した書面を交付し、それぞれの危険情報の趣旨、内容を十分説明すること。

また、渡航先国が入国者に予防接種証明書を要求している場合は、必要とされる予防接種の種類及び当該予防接種の証明書を所持すべき旨を書面により通知すること。

② その他、旅行の目的地を勘案して、旅行業者の判断により、必要となる情報がある場合にあっては、その情報を旅行者に伝達するとともに、その具体的な入手方法について記載すること。

4 誇大広告の禁止（法第１２条の８、規則第１４条関係）

（１）本条の規制の対象となるのは、企画旅行の募集広告のみならず旅行業者等が旅行業務について行う広告すべてである。

（２）禁止される誇大表示の事例は次のとおりである。

① 「旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項」について（規則第１４条第１号）

ア 次に掲げる用語を客観的根拠なく使用すること。

ⅰ）「超豪華」、「当社だけの」等の優位性、唯一性を意味する用語

ⅱ）「完ぺき」等完全性を意味する用語

イ ファーストクラスの使用、添乗員の同行等単に契約条件に過ぎないものを「特典」として表示すること。

（１３）「旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び当該情報」について（施行規則第２５条の３第１号ホ）

① 海外旅行にあっては、外務省の提供する安全に関する情報及び厚生労働省の提供する感染症に関する情報に係るホームページのアドレス及び関係部局の問い合わせ先を記載すること。さらに、外務省から海外危険情報が発出されている場合は、危険情報の発出地域である旨を記載した書面を交付し、それぞれの危険情報の趣旨、内容を十分説明すること。

また、渡航先国が入国者に予防接種証明書を要求している場合は、必要とされる予防接種の種類及び当該予防接種の証明書を所持すべき旨を書面により通知すること。

② その他、旅行の目的地を勘案して、旅行業者の判断により、必要となる情報がある場合にあっては、その情報を旅行者に伝達するとともに、その具体的な入手方法について記載すること。

4 誇大広告の禁止（法第１２条の８、施行規則第３０条関係）

（１）本条の規制の対象となるのは、企画旅行の募集広告のみならず旅行業者等が旅行業務について行う広告すべてである。

（２）禁止される誇大表示の事例は次のとおりである。

① 「旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項」について（施行規則第３０条第１号）

ア 次に掲げる用語を客観的根拠なく使用すること。

ⅰ）「超豪華」、「当社だけの」等の優位性、唯一性を意味する用語

ⅱ）「完ぺき」等完全性を意味する用語

イ ファーストクラスの使用、添乗員の同行等単に契約条件に過ぎないものを「特典」として表示すること。

ウ　「後援」、「協賛」、「推薦」等の表示を事実に反して行うこと。

②　「旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項」及び「感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項」について（規則第１４条第２号、第３号）

旅行地において安全が確保されていることや、衛生面での懸念がないことを、事実に反して強調する目的で、「危険は一切ありません」、「衛生上の不安は全くありません」といった用語や、これを強く想起させる写真・イラスト等を使用すること。

③　「旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項」について（規則第１４条第４号）

ア　著しく事実に相違する表示を行うこと。

イ　日程に含まれない場所等の写真・イラスト等を使用すること（表紙等に使用する場合及びイメージであることを明記した上で使用する場合を除く。）。

④　「旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項」及び「旅行中の旅行者の負担に関する事項」について（規則第１４条第５号、第６号）

ア　次に掲げる用語を客観的根拠なく使用すること。

ⅰ）「優待価格」、「割引価格」等の優位性を意味する用語

ⅱ）「格安」等価格が著しく安いという印象を与える用語

イ　旅行者が別個に負担するものについて、旅行代金に含まれるかのような表示をすること。

ウ　コストが旅行代金に含まれているにもかかわらず「無料サービス」、「特典」等の表示を行うこと。

⑤　「旅行者に対する損害の補償に関する事項」について（規則第１４条第７号）

特別補償責任を担保する保険としての旅行特別補償保険等をもって、旅行損害保険をかけている旨を表示すること。

⑥　「旅行業者等の業務の範囲、資力又は信用に関する事項」について（規則第１４条第８号）

ア　旅行の目的地若しくは日程、旅行者が提供を受けることがで

ウ　「後援」、「協賛」、「推薦」等の表示を事実に反して行うこと。

②　「旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項」及び「感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項」について（施行規則第３０条第２号、第３号）

旅行地において安全が確保されていることや、衛生面での懸念がないことを、事実に反して強調する目的で、「危険は一切ありません」、「衛生上の不安は全くありません」といった用語や、これを強く想起させる写真・イラスト等を使用すること。

③　「旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項」について（施行規則第３０条第４号）

ア　著しく事実に相違する表示を行うこと。

イ　日程に含まれない場所等の写真・イラスト等を使用すること（表紙等に使用する場合及びイメージであることを明記した上で使用する場合を除く。）。

④　「旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項」及び「旅行中の旅行者の負担に関する事項」について（施行規則第３０条第５号、第６号）

ア　次に掲げる用語を客観的根拠なく使用すること。

ⅰ）「優待価格」、「割引価格」等の優位性を意味する用語

ⅱ）「格安」等価格が著しく安いという印象を与える用語

イ　旅行者が別個に負担するものについて、旅行代金に含まれるかのような表示をすること。

ウ　コストが旅行代金に含まれているにもかかわらず「無料サービス」、「特典」等の表示を行うこと。

⑤　「旅行者に対する損害の補償に関する事項」について（施行規則第３０条第７号）

特別補償責任を担保する保険としての旅行特別補償保険等をもって、旅行損害保険をかけている旨を表示すること。

⑥　「旅行業者等の業務の範囲、資力又は信用に関する事項」について（施行規則第３０条第８号）

ア　旅行の目的地若しくは日程、旅行者が提供を受けることがで

きる運送等サービスの内容又は旅行者が支払うべき対価に関する事項を具体的に広告に記載することにより、当該旅行業者等に認められた業務の範囲上実施することができない企画旅行に参加する旅行者の募集を行えるかのような誤認を与える表示を行うこと。	きる運送等サービスの内容又は旅行者が支払うべき対価に関する事項を具体的に広告に記載することにより、当該旅行業者等に認められた業務の範囲上実施することができない企画旅行に参加する旅行者の募集を行えるかのような誤認を与える表示を行うこと。
イ　「業界第○位」等優位性を意味する用語を客観的根拠なく使用すること。	イ　「業界第○位」等優位性を意味する用語を客観的根拠なく使用すること。
ウ　事実に反して他の優良企業の信用を受けている旨の表示を行うこと。	ウ　事実に反して他の優良企業の信用を受けている旨の表示を行うこと。
5　特別の事項に関する表示	5　特別の事項に関する表示
（1）オプショナルツアー 少なくとも次の事項を表示すること。	（1）オプショナルツアー 少なくとも次の事項を表示すること。
①　オプショナルツアーの企画者が企画旅行業者と異なる場合にあっては、その旨	①　オプショナルツアーの企画者が企画旅行業者と異なる場合にあっては、その旨
②　ツアーの内容、料金、取消料その他の実施条件	②　ツアーの内容、料金、取消料その他の実施条件
③　ツアーの申込方法	③　ツアーの申込方法
（2）セット販売 旅行と旅行以外の商品等を一組として販売する場合には、旅行に係る代金を明確に表示すること。	（2）セット販売 旅行と旅行以外の商品等を一組として販売する場合には、旅行に係る代金を明確に表示すること。
6　旅行業約款の認可を受けた場合の広告の基準 旅行業約款について国土交通大臣の認可を受けた場合には、当該認可を受けた旅行業約款の内容が上記1から5の内容と異なる部分については当該認可を受けた旅行業約款に準拠して広告を行うこと。	6　旅行業約款の認可を受けた場合の広告の基準 旅行業約款について国土交通大臣の認可を受けた場合には、当該認可を受けた旅行業約款の内容が上記1から5の内容と異なる部分については当該認可を受けた旅行業約款に準拠して広告を行うこと。
7　旅行業協会によるガイドラインの作成	7　旅行業協会によるガイドラインの作成
（1）旅行業協会は、上記1～6に則して、募集広告、パンフレット等についてその作成基準、モデル等を含むガイドライン（以下単に「ガイドライン」という。）について、従来のものを速やかに改正するものとする。	（1）旅行業協会は、上記1～6に則して、募集広告、パンフレット等についてその作成基準、モデル等を含むガイドライン（以下単に「ガイドライン」という。）について、従来のものを速やかに改正するものとする。
（2）ガイドラインは、本通達に則するものでなければならない。	（2）ガイドラインは、本通達に則するものでなければならない。
（3）旅行業協会は、改正後のガイドラインを作成したときは、速やかにこれを国土交通省に届け出るものとする。	（3）旅行業協会は、改正後のガイドラインを作成したときは、速やかにこれを国土交通省に届け出るものとする。